

防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

内閣府では、令和2年12月から令和3年5月にかけて、人命最優先のデジタル化の推進に資する施策についてデジタル・防災技術ワーキンググループにて検討を行い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備により、個人情報を取り巻く環境が改善される中、災害時の初動対応や被災者等へのきめ細かな支援等のために、防災に係る個人情報の活用のあり方についても再検討が必要であるとの、提言がなされた。

このため、内閣府では、自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化する指針を策定するため「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催する。

2. 構成員

- (1) 構成員（うち1名は座長）は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

3. スケジュール（想定）

複数回（計6回程度を想定）開催する。なお、実施方法は、オンライン会議を基本とするが、状況に応じて対面による開催（東京都内）も検討する。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の運営は、内閣府防災及び委託事業者が行う。
- (2) 検討会の会議資料は、原則として公開する。ただし、議事の円滑な実施に影響が生じるものは非公開とする。
- (3) 検討会の会議終了後に議事要旨を作成し、原則としてこれを公開する。
- (4) 本要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

（事務局）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）
付参事官（災害緊急事態対応担当）
付参事官（総括担当）